

資料 1

令和 8 年 1 月 27 日
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領の一部改正について（案）

行政事業レビュー実施要領（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定）の一部を次表のとおり改正する。

行政事業レビュー実施要領

改 正 後	改 正 前
平成 25 年 4 月 2 日策定 平成 26 年 3 月 14 日改正 平成 27 年 3 月 31 日改正 平成 28 年 3 月 29 日改正 平成 29 年 3 月 28 日改正 平成 30 年 3 月 28 日改正 平成 31 年 3 月 29 日改正 令和 2 年 3 月 27 日改正 令和 3 年 3 月 26 日改正 令和 4 年 3 月 25 日改正 令和 5 年 3 月 31 日改正 令和 6 年 4 月 22 日改正 令和 7 年 3 月 31 日改正 令和 8 年 1 月 27 日改正 行政改革推進会議	平成 25 年 4 月 2 日策定 平成 26 年 3 月 14 日改正 平成 27 年 3 月 31 日改正 平成 28 年 3 月 29 日改正 平成 29 年 3 月 28 日改正 平成 30 年 3 月 28 日改正 平成 31 年 3 月 29 日改正 令和 2 年 3 月 27 日改正 令和 3 年 3 月 26 日改正 令和 4 年 3 月 25 日改正 令和 5 年 3 月 31 日改正 令和 6 年 4 月 22 日改正 令和 7 年 3 月 31 日改正 行政改革推進会議
行政事業レビュー実施要領	行政事業レビュー実施要領
目次 (略)	目次 (略)
第 1 部 (略)	第 1 部 (略)
第 2 部 事業の点検等 1 レビューシート等の作成 (1) レビューシート等の作成 各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全事業について、 内閣官房行政改革・効率化推進事務局 （以下「事務局」という。）が整備	第 2 部 事業の点検等 1 レビューシート等の作成 (1) レビューシート等の作成 各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全事業について、 内閣官房行政改革推進本部事務局 （以下「事務局」という。）が整備する

改 正 後	改 正 前
<p>するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて、毎年度、（2）の「前年度事業」、「新規開始事業」及び「新規要求事業」について、翌年度予算の概算要求を検討する過程でレビューシートを作成する。</p>	<p>レビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて、毎年度、（2）の「前年度事業」、「新規開始事業」及び「新規要求事業」について、翌年度予算の概算要求を検討する過程でレビューシートを作成する。</p>
<p>上記のほか、現年度の補正予算の措置や予備費の使用決定がなされた場合、新規開始する事業については新たにレビューシート等を作成し、このほかの既存の事業については既存のレビューシート等を更新することにより作成する。</p>	<p>上記のほか、現年度の補正予算の措置や予備費の使用決定がなされた場合、新規開始する事業については新たにレビューシート等を作成し、このほかの既存の事業については既存のレビューシート等を更新することにより作成する。</p>
<p>なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、RSシステムを用いて、毎年度、セグメントシートを作成する。</p>	<p>なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、RSシステムを用いて、毎年度、セグメントシートを作成する。</p>
<p>（2）～（4）（略）</p>	<p>（2）～（4）（略）</p>
<p>2～5（略）</p>	<p>2～5（略）</p>
<p>第3部～第5部（略）</p>	<p>第3部～第5部（略）</p>
<p>（別紙）（略）</p>	<p>（別紙）（略）</p>
<p>（参考）（略）</p>	<p>（参考）（略）</p>
<p>（別表）（略）</p>	<p>（別表）（略）</p>